

○公 告 式 条 例

制 定 昭 34.1.26 条例 1

最近改正 昭 45.12.16 条例 9

第 1 条 本組合の条例は、本組合の掲示場並びに関係市役所前（大阪市にあっては関係区役所を含む。）の掲示場に掲示するをもって公告式とする。

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名するものとする。

第 3 条 前 2 条の規定は、法令に特別の定めがあるものを除く外、本組合の規則、規程その他のもので公表を要すると認めるものに準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日（昭和 33 年 12 月 1 日）に遡って適用する。

附 則（昭和 45.12.16 条例 9）

この条例は、公布の日から施行する。